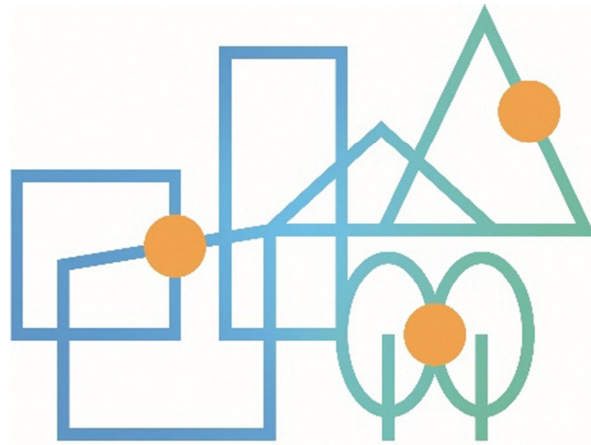


令和8年度

# 飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引き (断熱改修、エアコン、エコキュート)



## 脱炭素先行地域

令和8年4月版  
(令和8年4月 27 日修正)

**【問い合わせ・申請書等提出先】**  
(事務局)

飯豊町役場 住民課生活環境室

住所：飯豊町大字椿2888番地

TEL：0238-87-0514

Mail：i-seikatsu@town.iide.yamagata.jp

# — 目 次 —

I. はじめに	2
II. 補助の概要	3
1. 補助金の名称	3
2. 補助対象者	3
3. 補助額	3
4. 補助対象事業の基本的要件	4
5. 見積書及び請求書の留意事項	4
6. 補助対象となる経費	5
III. 補助金受領までの流れ	6
1. 申請、実績報告、導入後の報告などの流れ	6
2. 申請書類の準備	7
3. 申請期間・実績報告期限	7
4. 補助金の請求	7
5. 設備導入後の責務	7
IV. そのほか申請に係る事項	8
1. 申請の変更・取り下げ	8
2. 補助金の返還となる場合	8
3. 導入した設備の使用期間(法定耐用年数)	8
V. 既存住宅断熱改修の詳細	9
1. 補助率等	9
2. 交付要件	9
3. 対象となる製品の要件	10
4. 提出書類チェックリスト	11
VI. 高効率換気空調設備、高効率給湯器の詳細	13
1. 補助率等	13
2. 交付要件	13
3. 提出書類チェックリスト	13

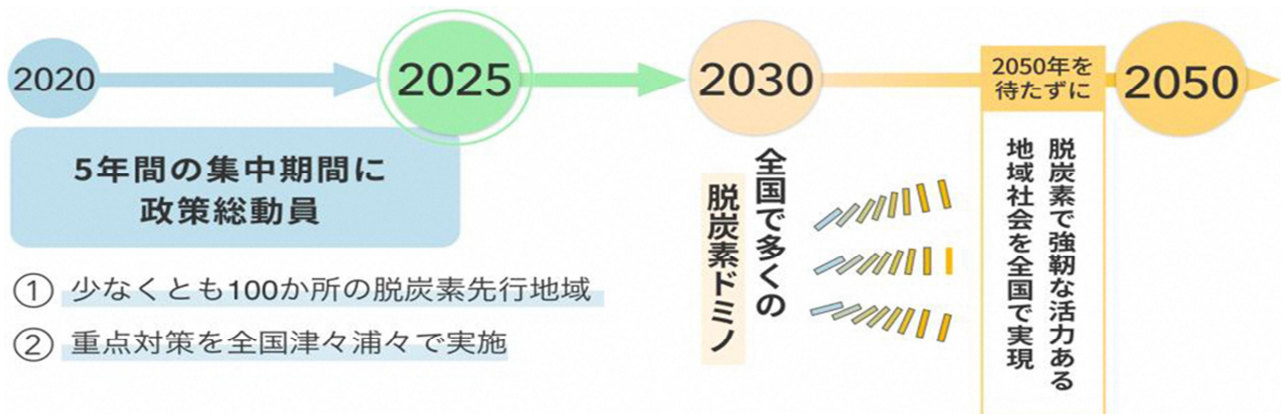
## I.はじめに

飯豊町は、地球温暖化の進行及びそれに起因する異常気象が世界的規模で深刻な自然災害を頻発させている現状を受け、2020年3月に気候非常事態宣言を発出し、同年12月には、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目標とした「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。本町では、かけがえのない地域環境を次世代へ継承すべく、住民及び事業者と連携し、脱炭素社会の実現に向けた包括的な取り組みを推進しています。

2025年5月には、国(環境省)が進める「脱炭素先行地域」に飯豊町と米沢市の共同提案が山形県で初めて選定されました。脱炭素先行地域とは、2030年までに民生部門※の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し「実行の脱炭素ドミノ」の全国モデルとなるものです。

※「民生部門」とは、「家庭部門」と「業務その他部門」に大別されます。「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出であり、「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設(飲食店・宿泊施設なども含む)のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出を指します。

### 【脱炭素先行地域 イメージ図】



この度、「脱炭素先行地域」に選定された飯豊町において、エアコンやエコキュートの導入、断熱改修による脱炭素化を通じた持続可能な地域づくりを目的として、「飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金」の交付を実施します。

本補助金の申請にあたっては、「飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引き」(本手引き)及び、関連する以下の資料をお読みいただき申請を行ってください。

本補助金は環境省の交付金を活用した補助金であり、年度ごとに予算額の上限があります。(上限額に達した場合は町ホームページ等でお知らせいたします。)

#### <関連資料>

- ・飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱(以下「町要綱」という。)
- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(以下「国実施要領」という。)
- ・国実施要領 別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業(脱炭素先行地域づくり事業)
- ・国実施要領 別表第1(交付対象事業費:設備整備事業)(以下「国実施要領別表第1」という。)

## II. 補助の概要

### 1 補助金の名称

飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金

### 2 補助対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 町内に住民票の登録があり実際に居住する方、又は実績報告日までに住所を有する見込みのある方
- (2) 設備を導入しようとしている建物を賃貸していないこと
- (3) 暴力団員でないこと及び暴力団等と関係を有していないこと
- (4) 町税などに滞納がないこと
- (5) 設置する設備について、国、県又は町が実施する他の補助金の交付を受けていないこと

### 3 補助額

補助対象設備	補助率	上限額等
(1)既存住宅断熱改修	2/3	【既存住宅】上限 120 万円/戸(このうち、玄関ドアは上限5万円/戸)
(2)高効率換気空調機器 (エアコン)	2/3	【新築・既存住宅】上限 16 万円
(3)高効率給湯器 (エコキュート)	2/3	【新築・既存住宅】上限 30 万円

- ・ (1)については既存住宅のみ対象。
- ・ (2)及び(3)は ECHONET Lite 規格※に準拠した設備を導入してエネルギーマネジメント※を行い、設置後はエネルギー使用状況の定期的な確認やメーカーが推奨する運用方法の継続的な実施※が必要です。

※ ECHONET Lite 規格とは…

様々な家電製品を通信技術でつなげることができ、この規格を持つ家電製品を活用することで、室内環境等の状況に応じて家電を使用できます。ECHONET Lite 規格製品はこちらで検索できます。<https://echonet.jp/product/echonet-lite/>



※ エネルギーマネジメントとは…

スマートフォンなどを使って自宅の電気の使用状況を確認する、エアコンや給湯器などを外出先から遠隔操作をする、太陽光発電や蓄電池がある場合は、「どの時間帯にどれくらい電力を使うか」などを管理することで、建物のエネルギー利用の効率化を図ることで。

※ 継続的な実施とは…

設備の導入後から法定耐用年数を経過するまで継続することが必要です。

#### 4 補助対象事業の基本的要件

以下の要件をすべて満たす事業が補助の対象となります。

- (1) 導入設備を法令及び各要綱等(2ページ<関連資料>)に適合して設置すること。
- (2) エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果があるものであること。
- (3) 導入設備は、商用化され、導入実績があるものであること(中古設備は、原則補助対象外)。
- (4) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (5) 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は、必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとする。
- (6) 設備を導入する建築物の使用電力を再エネ100%電力に切り替えて、事業完了年度の翌年度から起算して5年度以上継続すること。町はおきたま新電力株式会社を推奨しています。
- (7) 建築物の電力使用量データの提出等、町が実施する調査に協力すること。
- (8) 各家庭1つの対象設備に対しそれぞれ1回限りの補助とする。例/エアコン2台の申請不可
- (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助金を利用して取得した財産等を、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(破棄を含む。)てはならない。詳しくは、8ページ「3 導入した設備の使用期間(法定耐用年数)」をご確認ください。
- (10) 施工業者は、飯豊町内に所在地を有する個人事業者又は本店を有する法人事業者で、当該事業を適正に施工できる者であること。

#### 5 見積書及び請求書の留意事項

- ・ 見積書と請求書は、補助対象となる経費のみのものを作成してください。その際には、5ページの区分・費目・細分に該当する費用が分かるように内訳書を作成して申請書に添付してください。(補助対象外となる経費に関する工事の見積書等の提出は不要です。)
- ・ 消費税及び地方消費税に相当する額を含めます。

##### ————— 内訳書の注意事項 —————

【合計金額】 補助対象となる工事に要する金額を記載し、補助対象外となる工事とは分けてください。

【処分費等】 設備の更新のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し処分費用に限り交付対象となります。また、更新ではなく新規の設備設置の場合は、必要最小限度の範囲の処分費用に限り交付対象となります。

ただし、アスベストの調査費用や家電リサイクル法に係るリサイクル料金は交付対象外となります。ご注意ください。

【費目】 5ページの表を確認し、区分・費目・細分に分けて記載してください。

【諸経費等】 工事費に一定の割合をかけて算出する諸経費(一般管理費など)についても、交付対象費用で計上したものを見積書や請求書に記載することが必要となります。

## 6 補助対象となる経費

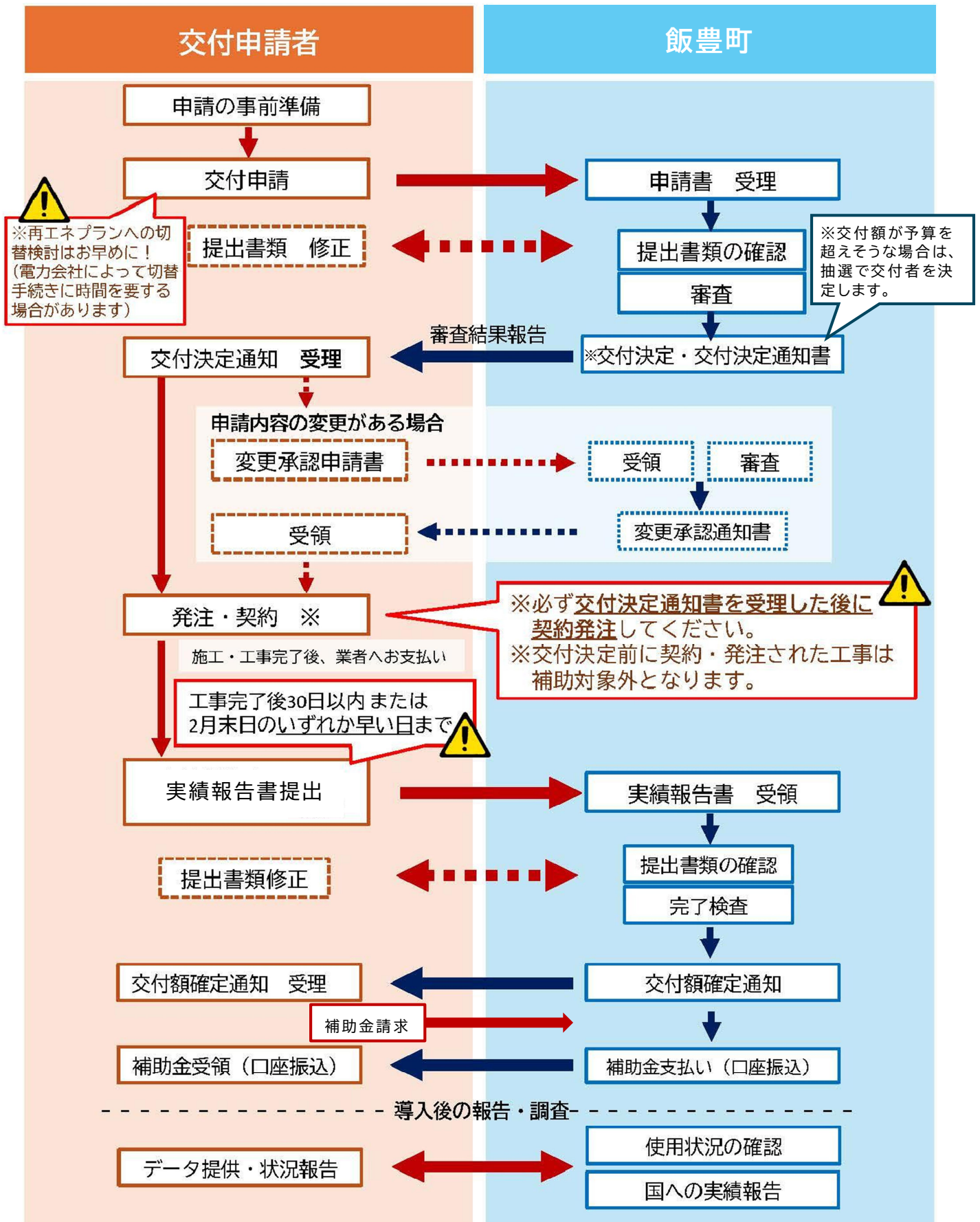
以下に該当する経費が補助の対象となります。詳細は「国実施要領別表第1」をご参照ください。  
 施工業者に見積作成を依頼する際は、下記を参照し、明細な内訳が分かるように依頼してください。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金などの人件費を言う。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ① 機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、酌量、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整及び据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作試験及び検証に要する経費をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

### Ⅲ. 補助金受領までの流れ

#### 1 申請、実績報告、導入後の報告などの流れ

補助金の申請に係る手続きの主な流れは、下記の通りとなります。



## 2 申請書類の準備

### (1) 申請に係る必要書類

申請に必要な書類は、対象設備ごとに異なるため、断熱改修は 11 ページ、高効率換気空調設備(エアコン)と高効率給湯器(エコキュート)は 13 ページをご確認ください。

### (2) 書類の提出先

(事務局)飯豊町役場 住民課生活環境室

住所:飯豊町大字椿 2888 番地

TEL:0238-87-0514 Mail:i-seikatsu@town.iide.yamagata.jp

## 3 申請期間・実績報告期限

期間内に飯豊町役場住民課生活環境室に提出してください。

### (1) 申請期間

高効率換気空調設備(エアコン) /募集開始日から令和8年5月28日 17:00 まで。

高効率給湯器(エコキュート)と断熱改修/募集開始日から令和9年1月28日 17:00 まで。

- ・ 郵送による提出の場合は、申請期間最終日の消印があるものまでを有効とします。
- ・ 提出書類が揃っていない場合(内容の訂正を除く)は受理できませんので、11 ページ又は 13 ページの提出書類チェックリストを十分ご確認くださいの上申請してください。
- ・ 交付決定日以前に着手(発注、契約、購入、設置、支払い)されたものについては、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。
- ・ 高効率換気空調設備(エアコン)の交付決定者のうち、高齢者世帯※が概ね半数となるように、申請募集の際に高齢者世帯枠と一般枠世帯を設けます。令和8年度は、高齢者世帯枠を 5 世帯、一般枠を 5 世帯と見込んでいます。

※ 高齢者世帯とは…

今年度中に満65歳以上に達する者のみで構成される世帯。

- ・ 高効率換気空調設備(エアコン)は申請期間後に交付者を決定します。申請件数が多く申請に基づく交付額が予算の範囲を超えそうな場合は、抽選により交付者を決定します。
- ・ 高効率給湯器(エコキュート)と断熱改修は先着順で交付者を決定します。

### (2) 実績報告期限

報告期限は、工事完了後30日以内又は交付申請をした日の属する年度の2月末日のいずれか早い日の 17:00 まで。

## 4 補助金の請求

完了検査後に町が発出する交付額確定通知を受け取った後に、補助金請求書に補助金の振込口座の通帳の写しを添付して事務局にご提出ください。

## 5 設備導入後の責務

設備の導入後から法定耐用年数を経過するまでの間、環境省への実績値の報告等を目的に、導入した設備の稼働量データ(発電量及び充放電量)及び設備を導入した建築物の電力使用量データの提出を通じ、町が行う調査等に対して協力いただく必要があります。

## IV. そのほか申請に係る事項

### 1 申請の変更・取り下げ

#### (1) 申請の変更について

以下の項目以外について補助対象事業の計画を変更する場合は、変更承認申請書を提出してください。変更承認申請書の提出が必要か不明な場合は電話等でご相談ください。

——補助金変更承認申請書の提出が**不要**な項目——

- ・ 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがないもの
- ・ 補助対象事業の趣旨を変更するものではない事業計画の細部の変更
- ・ その他町長が軽微な変更と認める事項

#### (2) 申請の取下げについて

交付金申請の取下げを行う場合は、補助金の交付決定通知の日から10日以内に事務局まで報告してください。

### 2 補助金の返還となる場合

申請者が次のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を返還となる場合があります。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 町要綱第3条第2項各号に該当したとき。

- ① 飯豊町内に住所を有しない者で、かつ実績報告書の提出日までに飯豊町内に住所を有す見込みがない者
- ② 設備を導入しようとする建物を賃借している者
- ③ 飯豊町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- ④ 申請者及び同一世帯に属する者が町に納付すべき税などを滞納している者
- ⑤ 設置する設備について、他の法令又は予算制度等に基づき国、県又は町が実施する他の補助金の交付を受けている者
- ⑥ 上記のほか、補助金を交付することが適当でないと町長が認める者

### 3 導入した設備の使用期間(法定耐用年数)

本補助金により取得した財産(設備)には、処分制限期間(撤去・廃棄・譲渡などできない期間)が存在します。原則として、設備ごとに定められている法定耐用年数の期間が、処分制限期間となります。法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間となります。詳細は、国税庁HPなどをご参照ください。

(参考)国税庁HP:<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>

補助対象設備	法定耐用年数
既存住宅断熱改修	個別に判断
高効率換気空調機器(エアコン)	6年
高効率給湯機器(エコキュート)	6年



## V. 既存住宅断熱改修の詳細

### 1 補助率等

3分の2以内

高性能建材(ガラス・窓、断熱材、玄関ドア)

既存戸建住宅:上限 120 万円/戸(このうち玄関ドアは上限5万円/戸)

### 2 交付要件

4ページの「4 補助対象事業の基本的要件」に加えて、以下の要件をすべて満たす事業が補助対象となります。

- ① 既存の住宅の改修であること。新築は不可。
- ② 併用住宅の場合、店舗・事務所等部分の対象外です。
- ③ 申請者自身が常時居住する住宅であること(住民票に示す人物と同一であること)。ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の提出により同一人物であることが確認できること。
- ④ 申請者自身が所有している住宅であること。ただし、今後所有予定の場合は、当該住宅を所有後に、所有を登記事項証明書で確認できること。
- ⑤ 居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修すること。居間または主たる居室を含まない改修は、その他の要件を満たしても対象外となります。
- ⑥ 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置・施工すること。
- ⑦ 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分(外気に接する部分)のみ交付対象とする。
- ⑧ 玄関外皮の窓を改修する場合、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部(袖ガラス・欄間ガラス等)は改修の対象外としてもよい。
- ⑨ 天井改修においては、屋根直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修してください。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修する必要はありません(天井全体面積の最大15%まで)。
- ⑩ 10ページの「(2) 最低改修率」の最低改修率以上の改修をすること。最低改修率以上になることを、町ホームページに掲載している「改修率算定シート」で確認の上、申請すること。

### 3 対象となる製品の要件

#### (1) 補助対象となるガラス、窓、断熱材

- ① 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)」の対象となる未使用の製品であること。具体的な製品については、公益財団法人北海道環境財団ホームページ(<https://ekes.jp/>)をご覧ください。



補助対象製品

- ② 断熱材についてはさらに以下の要件を満たすこと。

- 右表の熱抵抗値(R 値)を満たすこと。  
重ね貼りも可とします。

天井	外壁	床
5.4 以上	2.7 以上	2.2 以上

- 熱伝導率(λ値)が 0.042 以上の断熱材(グレードが D4 のもの)は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。
- 吹込み、吹付け製品を施工する場合、補助対象製品ごとに登録された指定施工業者が行うこと。

#### (2) 最低改修率

延べ面積に対して補助対象となる部屋の床面積の合計が占める割合が、下表の部位の組み合わせごとの最低改修率以上となる必要があります。

断熱 部位数	断熱改修の部位				最低改修率 「地域区分3」
	天井 <small>改修率に関わらず全て改修</small>	外壁	床	窓・ガラス	
4部位	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25%
3部位	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修	25%
	天井	外壁	床		25%
		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25%
2部位	天井	外壁			25%
	天井		床		25%
	天井			窓の改修、ガラスの改修	25%
		外壁		窓の改修、ガラスの改修	40%
		外壁	床		40%
			床	窓の改修、ガラスの改修	40%
1部位				窓の改修	100%

以下の計算方法で計算した改修率が最低改修率以上であることが交付の要件となります。

$$\text{改修率(\%)} = \frac{\text{補助対象となる部屋の床面積の合計(m}^2\text{)}}{\text{住宅の延べ床面積(m}^2\text{)}} \times 100$$

### (3) 玄関ドア

- ① 本事業におけるガラス・窓・断熱材と同時に改修する場合のみ玄関ドアを補助対象とする。
- ② 市場投入され一般的に入手できる製品であること。
- ③ 欄間付き、袖付きは補助対象外とする。
- ④ できるだけ開口部の少ない玄関ドアへ改修することが望ましい。
- ⑤ 次のいずれかの要件を見たとすこと。

ア 熱貫流率が  $4.7W/(m^2 \cdot K)$ 以下であること。

イ 戸と枠の組み合わせが下表のとおりであること。

ウ 建具内部の断熱材の仕様からア又はイと同程度の性能と判断できること。この場合、根拠となる資料を提出してください。

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱 フラッシュ構造 (複層ガラス又は はガラスなし)	金属製断熱フ ラッシュ構造 (複層ガラス又は はガラスなし)	金属製フラッシ ュ構造 (複層ガラス又は はガラスなし)	金属製ハニカム フラッシュ構造 (複層ガラス又は はガラスなし)	金属製又はそ の他 (複層ガラス又は はガラスなし)
金属製熱遮断 構造	○	○	○	○	×
樹脂と金属の 複合材料製	○	○	○	○	×
金属製又はそ の他	○	○	○	○	×

## 4 提出書類チェックリスト

	提出書類	留意事項	チェック
交付申請 のとき	交付申請書	・ 様式第1号	
	交付申請概要書	・ 様式あり	
	見積書の写し	・ 補助対象経費のみで作成し、設備ごとに事業費を区分し、内訳を明記されているもの。 ・ 処分費を補助対象経費とする場合は、機器等の個数や部材数が明記されているもの。	
	納税証明書	・ 世帯員全員の納税証明書 ※納税の義務がない方の納税証明書は不要です。	
	調査同意書	・ 様式あり	
	住民票謄本		
	登記事項証明書		
	地図、設計図、平面図等	・ 整備する箇所が分かるもの。 ・ 補助対象となる部屋の床面積及び住宅の延べ床面積が分かるもの。	
	改修率算定シート及び改修に用いる断熱材、建材等の製品に係るメーカー、型式及び性能を確認できる書類	・ 改修率算定シートとして、「既存住宅断熱改修改修率算定シート」を提出してください。	
	改修箇所に係る改修前写真		
その他町長が必要と認める書類			

実績報告 のとき	実績報告書	・ 様式第6号	
	実績報告概要書	・ 様式あり	
	補助対象事業に係る支出を証する書類(内訳も明記)の写し	・ 補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるものも添付。 ※処分費を補助対象経費とする場合は、機器等の個数や部材数が明記されているもの。 (例)領収書+内訳明細書	
	住民票謄本	※申請後に居住した者に限る。	
	登記事項証明書	※申請後に所有した者に限る。	
	契約書の写し		
	設備の導入前、施工中及び導入後の写真	・ 導入の前後で同じ位置から撮影したもの。 ・ 設備の型式がわかるもの。 ・ 導入後に設備を目視確認することができない場合は、施工中写真で導入を確認できるように撮影すること。	
	設備を導入する建築物の使用電力を再エネ100パーセント電力にしたことを証する書類	・ 契約した小売電気事業者名、プラン名及び契約日が確認できるもの。	
	交付申請時から変更がある場合は、導入設備の実際の設置図	・ 平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等の補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。	
	【処分費を補助対象とする場合】 ・ 処分にかかる内訳の明細書類、マニフェスト(産業廃棄物管理票)	・ 明細に記載の内容で最終的に処分されているか確認できた場合のみ補助対象。	
その他町長が必要と認める書類			

## VI. 高効率換気空調設備、高効率給湯器の詳細

### 1 補助率等


3分の2以内

高効率換気空調設備(エアコン):上限 16 万円

高効率給湯器(エコキュート) :上限 30 万円

### 2 交付要件

4ページの「4 補助対象事業の基本的要件」に加えて、以下の要件をすべて満たす事業が補助対象となります。

- ① 従来機器より省CO2効果が得られること。
- ② 省エネ基準達成率  が 100%以上であること(メーカーカタログ参照)。
- ③ ECHONET Lite 規格に準拠した設備を導入し、設置後はエネルギー使用状況の定期的な確認や、メーカーが推奨する運用方法を継続的に実施すること。

### 3 提出書類チェックリスト

	提出書類	留意事項	チェック
交付申請 のとき	交付申請書	・ 様式第1号	
	交付申請概要書	・ 様式あり	
	見積書の写し	・ 補助対象経費のみで作成し、設備ごとに事業費を区分し、内訳を明記されているもの。 ※処分費を補助対象経費とする場合は、機器等の個数や部材数が明記されているもの。	
	納税証明書	・ 世帯員全員の納税証明書 ※納税の義務がない方の納税証明書は不要です。	
	調査同意書	・ 様式あり	
	住民票謄本		
	地図、設計図、平面図等	・ 整備する箇所が分かるもの。	
	設備の仕様書又はカタログ	・ メーカー、型番、性能等が分かるもの。	
	買替前の設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの	※買い替えの場合は提出のこと。	
	買替前の設備の写真	※買い替えの場合は、買い替え前の設備のメーカー、型番等が分かるように撮影すること。	
	省CO2効果を証明する書類	・ 省CO2効果を証明する書類として、導入する設備に合わせて、「(高効率エアコン・エコキュート)CO2排出削減量算定シート」を提出してください。	
	その他町長が必要と認める書類		

実績報告 のとき	実績報告書	・ 様式第6号	
	補助対象事業に係る支出を証する書類(内訳書も明記)の写し	・ 補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるものも添付。 ※処分費を補助対象経費とする場合は、機器等の個数や部材数が明記されているものも添付。 (例)領収書+内訳明細書	
	住民票謄本	※申請後に居住した者に限る。	
	契約書の写し		
	設備の導入前、施工中及び導入後の写真	・ 導入の前後で同じ位置から撮影したもの。 ・ 設備の型式がわかるもの。 ・ 導入後に設備を目視確認することができない場合は、施工中写真で導入を確認できるように撮影すること。	
	建物の使用電力を再エネ100パーセント電力にしたことを証する書類	・ 契約した小売電気事業者名、プラン名及び契約日が確認できるもの。	
	【交付申請時から変更がある場合】 導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの	・ 平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等の補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。	
	【エアコン更新の場合】 旧エアコンの家電リサイクル券の写し	・ 旧エアコン処分の際の「家電リサイクル券排出者控え」の写しを提出すること。 ・ 再利用等により処分しない場合(リサイクル券の写しが無い)は、実績報告書にその理由を記入すること。 (記入例)更新前のエアコンは先行地域外で再利用します。(署名)	
	【処分費を補助対象とする場合】 ・ 処分にかかる内訳の明細書類、マニフェスト(産業廃棄物管理票)	・ 明細に記載の内容で最終的に処分されているか確認できた場合のみ補助対象。	
その他町長が必要と認める書類			